

NEWS LETTER

2007年9月号 (No.111)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
<http://www.ochiaikaikei.com/>

交際費課税の5,000円基準って何だった！？

●交際費5,000円基準の概要

平成18年度の税制改正において、取引先や得意先との飲食等の代金で、1人あたり5,000円以下の交際費については、その会社の税金計算上、全額経費に落とせるようになりました。

この基準を適用するには下記の要件を満たしていなければいけません。

●適用要件

その飲食等について、次のすべてを記載した書類を会社で保存していることが必要です。

- ①飲食等のあった年月日
- ②相手先の会社名、氏名、及びその関係
- ③飲食等に参加した人数
- ④飲食等の金額と飲食店の名称及び所在地
- ⑤その他参考となるべき事項

●注意点は？

通常領収書には記載されていない事項が上記にはあります。だからといって新たに資料を作る必要はありません。領収書に相手先の会社名、氏名、その関係、参加人数などの必要な事項を洩れなく記入しておけば大丈夫です。

しかし、上記の必要な事項が1つでも欠けている場合は、この基準は適用されませんので注意が必要です。

領収書への追加事項は早めに記入しておくともれが少なくなるのでお勧めです。

●間違えやすいポイントは？

①身内だけの飲食はダメ！

社外の人（得意先等）が不参加で、自社の役職員の間での接待（社内飲食費）については、この基準の適用外となります。

しかし、社外の人が1人でもいれば5,000円以下で適用となります。

②ハシゴはOK！

この5,000円基準の判定は、飲食するお店1軒

ごとに行うので、2次会、3次会などで何軒かハシゴして飲食をしても、それぞれの店で1人あたり5,000円以下であれば、すべて経費として落とせることになります。

③5,000円に消費税は含まれる？

これは会社の経理方法によって異なるのですが、税抜経理を採用していれば税込5,250円（税抜5,000円）まで、税込経理を採用していれば税込5,000円（税抜4,761円）までとなります。

④プレゼントはダメ！お土産は？

得意先への手土産、贈答品などは飲食代ではないので、この5,000円基準を適用することは出来ません。

しかし、お寿司屋さんなどで飲食をして、帰りにお土産を用意してもらう場合などは、飲食代とお土産代を合計して1人あたり5,000円以下なら適用されます。

そして、得意先送迎用のタクシー費用は、接待のために支出するものであるため交際費となってしまいます。

●会議費や福利法定費との関連

会議に関連する弁当などの費用なら「会議費」となり、たとえ1人あたり5,000円超であっても全額経費となります。

また、社内の暑気払い、忘年会などは「福利厚生費」となり、やはり1人あたり5,000円超でも全額経費となります。

●適用時期

平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に開始する各事業年度において適用されます。

(北岡 慧太)

